

藤井寺市介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤井寺市が行う介護保険に関連する資料を介護サービス関係機関等に提供することにより、心身の状況、環境等に応じた被保険者本人（以下「本人」という。）に最も適切な居宅サービス計画・介護予防（介護予防ケアマネジメントを含む。以下同じ）サービス計画・施設サービス計画等（以下「介護サービス計画」という。）の作成を支援し、これに基づく良質な介護サービスの提供に資するとともに、当該案件に関する個人情報を保護することを目的とする情報提供制度（以下「情報提供制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(取扱方針)

第2条 この要綱に基づく資料提供の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に則り、厳格に行うものとする。

(提供対象資料)

第3条 情報提供制度により提供を行う資料は、本人が介護保険（要介護認定・要支援認定・要介護更新認定・要支援更新認定）申請書（藤井寺市介護保険条例施行規則（平成15年藤井寺市規則第12号）様式47号）又は介護保険要介護認定変更申請書（藤井寺市介護保険条例施行規則様式第52号）において地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係者、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員への提供について同意した資料で、次に掲げるものとする。ただし、第3号の資料については同資料中に介護サービス計画作成等に利用されることの同意欄について、主治医の同意がある場合に限り提供の対象とし、第4号の資料については負担割合情報を本人から確認できない正当な理由がある場合に限り提供の対象とする。

- (1) 要介護認定・要支援認定（以下「要介護認定等」という。）に係る調査内容
- (2) 藤井寺市介護認定審査会による判定結果・意見
- (3) 主治医意見書
- (4) 負担割合に関する情報

(提供対象者)

第4条 情報提供制度による資料の提供は、次に掲げる介護サービス関係機関等（以下「事業者等」という。）に対し、その事業者等からの申請に基づいて行うものとする。

- (1) 本人の居宅介護（介護予防）サービス計画の作成に係る契約を締結した又は締結を予定している居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター
- (2) 本人の施設サービスに係る契約を締結した、又は締結を予定している介護保険施設

- (3) 本人の介護サービス（居宅介護（介護予防）サービス計画の対象外であり、かつ、施設サービス以外のものに限る。）の利用に係る契約を締結した又は締結を予定している介護サービス事業者
- (4) 本人の主治医意見書を記載した医師
- (5) 本人の認定調査に従事した調査員

（申請の手続）

第5条 前条の申請を行おうとする事業者等（以下「申請者」という。）は、要介護認定等の資料提供申出書【居宅用】（様式第1号）又は要介護認定等の資料提供申出書【施設用】（様式第2号）（以下「申出書」という。）に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書を提出する者は、前条各号に規定する事業者等であること（前項第1号から第3号までの場合にあつては、職員その他の従業者であることを含む。）を証する書類を提示しなければならない。

（資料の提供）

第6条 市長は前条による申請を受けたときは、資料の提供ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに申請に係る資料の写しを交付する。

2 前項により交付する写しの部数は、同一の申請者につき1部に限るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、当該資料に係る本人の要介護認定等について、藤井寺市介護認定審査会の審査判定が終了するまでの間にあつては、これを行うことができない。

（提供を受けた事業者等の責務）

第7条 資料提供を受けた事業者等は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たって個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 提供を受けた資料に係る本人の情報を本人の介護サービス計画作成以外の目的に利用又は外部提供をしてはならない。

(2) 介護サービス計画を作成するためのサービス担当者会議を行うときは、次の事項に留意し細心の注意を払わなければならない。

ア 医師の意見書については、本人に告知していない病名もあることから市長の許可を受けなければ、本人、家族にも提供してはならない。

イ サービス担当者会議時に、コピー等を配布した場合には、サービス担当者会議終了時に回収し、本人の情報が漏洩しないよう破棄すること。

ウ サービス担当者会議参加者に対し、サービス担当者会議で知り得た個人情報を利用者のサービス提供に役立てる場合を除き利用又は他に提供しないよう指導すること。

- (3) 提供を受けた資料を介護サービス計画の作成以外の目的で複写又は複製しないこと。
- (4) 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに市長に連絡し、その指示に従い善処すること。
- (5) 資料提供を受けた事業者等は本人との介護サービスに係る契約関係が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写又は複製したものを含む。）を市長に返還するか又は責任を持って破棄すること。
- (6) 市長から提供を受けた資料の取扱いに関する指示があったとき又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。
- (7) 資料の提供を受けた事業者等の職員その他の従業者又は職員その他の従業者であった者が、前各号の事項を遵守するよう必要な措置を講ずること。

2 申請者は、第5条第2項の申請を行うに際しては、申出書により前2項に規定する事項の遵守を約するものとする。

（遵守事項違反に対する措置）

第8条 情報提供制度による資料の提供を受けた者が前条第1項及び第2項に規定する事項を遵守しなかった場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、その時以降の情報提供制度による資料の提供を行わないことができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、情報提供制度の実施について必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

要介護認定等の資料提供申出書

年 月 日

藤井寺市長 様

申出者 所在地
 事業者名
 代表者氏名
 電話番号 ()

本人との関係 居宅介護支援事業者 地域包括支援センター
その他 ()

事業者番号										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

要介護認定・要支援認定に基づく居宅サービス計画・介護予防(介護予防ケアマネジメント)サービス計画作成
 居宅療養管理指導に必要とするため下記の資料について、提供されるよう申し出ます。
 なお、提供を受けた資料につきましては、目的外使用や他に漏えいすることのないよう適正に管理し、貴市
 介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度事務取扱要綱を遵守します。

情報提供制度事務取扱要綱	<input type="checkbox"/> 確認済み <input type="checkbox"/> 未確認
必要とする資料	<input type="checkbox"/> 要介護認定・要支援認定にかかる調査内容(特記事項) <input type="checkbox"/> 介護認定審査会による判定結果・意見 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 負担割合に関する情報(負担割合を本人へ確認できない事情がある場合のみ) <small>※別途、理由書の添付が必要</small>
資料提供の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
提供を求める理由(目的)	<input type="checkbox"/> 居宅(介護予防・介護予防ケアマネジメント)サービス計画作成のため <input type="checkbox"/> その他 ()
居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書等の提出について <small>※未提出の場合は契約関係がわかる書類(重要事項説明書・契約書等)のコピーを添付してください。</small>	<input type="checkbox"/> 提出済み <input type="checkbox"/> 同時提出 <input type="checkbox"/> 未提出

・必要とする者

被保険者番号	氏 名	生 年 月 日
		T · S · H · · ·
住所		
審査会日	令和	年 月 日

なお、複数人の提供に関しては、別紙に必要とする者を一覧表にして添付してください。
 (複数まとめてご請求の場合は、提供までに時間、日数が必要な場合があります。)

※市記入欄

審査会日	主治医 同意	資料受領者	申請事業所以外の受取の場合	
			所属事業所等	資料受領者
本人と事業者等の 関係確認書類	<input type="checkbox"/> 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書等 (システムにて確認) <input type="checkbox"/> 重要事項説明書 <input type="checkbox"/> 契約書		受 付 印	
受領者が事業者等の 職員であることの 確認書類	<input type="checkbox"/> 事業者が発行した身分証明書(社員証等) <input type="checkbox"/> 事業所の名前の入った名刺 <input type="checkbox"/> 事業所の発行した名札 <input type="checkbox"/> その他()			

要介護認定等の資料提供申出書

年 月 日

藤井寺市長 様

申出者 所在地
 事業者名
 代表者氏名
 電話番号 ()

本人との関係 介護保険施設 特定施設
 グループホーム その他
 ()

事業者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

要介護認定・要支援認定に基づく施設サービス計画の作成、居宅療養管理指導に必要とするため下記の資料について、提供されるよう申し出ます。
 なお、提供を受けた資料につきましては、目的外使用や他に漏えいすることのないよう適正に管理し、貴市介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度事務取扱要綱を遵守します。

情報提供制度事務取扱要綱	<input type="checkbox"/> 確認済み <input type="checkbox"/> 未確認	
必要とする資料	<input type="checkbox"/> 要介護認定・要支援認定にかかる調査内容(特記事項) <input type="checkbox"/> 介護認定審査会による判定結果・意見 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 負担割合に関する情報(負担割合を本人へ確認できない事情がある場合のみ) <small>※別途、理由書の添付が必要</small>	
資料提供の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	
提供を求める理由(目的)	<input type="checkbox"/> 施設サービス計画書作成のため <input type="checkbox"/> その他 ()	
介護保険施設・グループホーム・特定施設等の資料提供申請について <small>※初回の申請時のみ重要事項説明書又は契約書等のコピーを添付してください。</small>	<input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 2回目以降	

・必要とする者

被保険者番号	氏 名	生 年 月 日																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td></tr></table>																						T · S · H · · ·
住所																						
審査会日	令和 年 月 日																					

なお、複数人の提供に関しては、別紙に必要とする者を一覧表にして添付してください。
 (複数まとめてご請求の場合は、提供までに時間、日数が必要な場合があります。)

※市記入欄

審査会日	主治医 同意	資料受領者	申請事業所以外の受取の場合	
			所属事業所等	資料受領者

本人と事業者等の関係確認書類	<input type="checkbox"/> 重要事項説明書 <input type="checkbox"/> 契約書		受 付 印
受領者が事業者等の職員であることの確認書類	<input type="checkbox"/> 事業者が発行した身分証明書(社員証等) <input type="checkbox"/> 事業所の名前の入った名刺 <input type="checkbox"/> 事業所の発行した名札 <input type="checkbox"/> その他()		